

指定障害福祉サービス事業所
指定障害者支援施設
指定障害児通所支援事業所
指定障害児入所施設

管理者 殿

沖縄県子ども生活福祉部
障害福祉課
(公印省略)

沖縄県緊急事態宣言の期間変更に伴う指定障害福祉サービス事業所等の対応について（通知）

みだしにつきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に全力で取り組むため、新型インフルエンザ等特別措置法第24条第9項に基づき、先月31日付けで県独自の沖縄県緊急事態宣言（令和2年8月1日から15日まで）を発出し、その対応については令和2年7月31日付け子障第491号でお示したところです。

今般、県としましては、新型コロナウイルス感染症の感染状況が蔓延期（警戒レベル第4段階）に達していると判断し、本日付けで沖縄県緊急事態宣言の期間変更（令和2年8月1日から29日まで）を発出しました。

指定障害福祉サービス事業所等におかれましては、これまでの厚生労働省の通知等も踏まえ、利用者及び職員等の健康管理、感染拡大防止対策の徹底等に引き続き取り組むとともに、下記のとおりご対応いただきますようお願いいたします。

記

①障害者支援施設等

- 感染防止対策を徹底した上で、事業を継続
- 入所児者に感染者等が発生した場合の施設内の消毒、個室管理等の迅速な対応
- 職員に感染者等が発生した場合の人員体制の確保に関する施設内・法人内等での検討・実施

②通所・短期入所事業所

- サービス利用者への取り組み
 - ・家庭対応可能な場合などは可能な限り利用の自粛を求める
 - ・利用者や家族に感染者等が発生した場合は、関係機関等への速やかな情報提供
- 休業する場合等は、利用者に必要なサービスが提供されるよう関係機関等と連携して適切なサービス提供を確保

③訪問系事業所

- サービス利用者への取り組み
 - ・利用者や家族に感染者等が発生した場合は、関係機関等への速やかな情報提供
- 通所・短期入所事業所からの代替サービス提供依頼に対して、利用者に対する必要なサービス提供確保に向けた協力

④面会

- 原則、中止

お問い合わせ先
沖縄県子ども生活福祉部
障害福祉課事業指導支援班
TEL 098-866-2190